

## 第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

#### 第1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 計画の性格

この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議策定）等を踏まえて作成する。

### 第2節 南海トラフ地震の被害想定

地震被害想定については、第2章「災害基本想定」によるが、南海トラフ地震が発生した場合の津波については以下のとおり想定する。

#### 第1 津波被害想定の基本的な考え方

江田島・能美地区における津波想定にあたっては、国の南海トラフの巨大地震モデル検討会等の検討結果等（地震の規模はマグニチュード9.0）を基に、海岸構造物の一部が地震で破壊、地盤沈下し、更に満潮時に津波が到達することを想定した。

浸水深さ：1m以下

最大波到達時間：4時間11分

なお、実際の地震の際、断層のずれ方によっては、これよりも早く到達する可能性もある。

#### 第2 災害想定

地上構造物の災害想定にあたっては、浸水による被害と海上浮遊物による被害に分けて検討するほか着積中の船舶被害についても想定する。

##### 1 浸水による被害

浸水により次のとおり被害想定されるが、浸水深が1m以下であるため、堅牢な構造物の2階以上の階へ設置される機器類には被害が及ばない。

##### (1) 回転機器

電気機動の回転機器のモーターの漏電

##### (2) 加熱炉及びボイラー

浸水による急冷及び立ち消え

(3) 貯槽

小型の槽の浮遊

(4) 計器室

漏電等による制御システムの誤作動

2 海上浮遊物による被害

海上浮遊物が陸上へ乗り上げることが考えられることから、次のとおり想定する。

(1) 栈橋

変形、破損

(2) 配管

変形、破損

(3) 貯槽、機器等

変形、破損

3 着栈中の船舶への被害

(1) 係留中の大型船舶の座礁、海上浮遊物による船舶の破損

(2) 横波による船舶の転覆

### 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

江田島・能美地域に係る地震等の防災に関し、広島県及び江田島・能美地域を管轄する指定地方行政機関、江田島市、指定公共機関、指定地方公共機関及び江田島・能美地域の防災関係団体等の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章「総則」第5節「防災関係機関及び特定事業者等の事務又は業務の大綱」のとおりとする。

### 第4節 防災本部における現地本部の設置等

#### 第1 防災本部における現地本部の設置等

本部長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定される規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、防災本部において防災活動を行うとともに、必要に応じて現地本部を設置して対応する。

防災本部及び現地本部は、第3章「防災組織」の各節により運営する。

#### 第2 災害応急対策要員の参集

本部長は、通常の交通機関が利用できない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制等の参集計画を別に定める。

## 第5節 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策は、第6章「災害応急対策計画」第2節「災害防御活動」第2「防御活動の基本的事項」6「地震災害」によるほか特に津波応急対策は次による。

### 第1 津波応急対策計画

津波被害に対する応急対策は、第6章「災害応急対策計画」第2節「災害防御活動」第2「防御活動の基本的事項」に定めるところにより、火災爆発応急対策計画等個々の対応をすることとなるが、津波被害対応時には、事前に地震被害が発生していることから次の点に留意して対応する。

#### 1 関係事業所

##### (1) 活動方針

気象庁が地震発生後3分程度で津波警報を発表することを踏まえ、従業員等の避難を最優先として活動する。

その上で、二次災害を防止するため、危険物等のプラント等施設の緊急停止、電源カット、装置のブロック化、保安要員（津波到達までに施設の緊急停止等の保安措置をする者）による監視等の適切な安全措置を講ずるよう努める。

江田島・能美地区においては、津波の影響は地震発生から31分後に出始め、長時間にわたり繰り返し来ることから、浸水が予測される地域においては、地震発生後速やかに実施すべき事項と津波収束後に実施すべき事項に分けて迅速に応急対策を講じる。

また、これらの事項が適切に実施できるよう従業員等の避難誘導計画及び保安要員活動マニュアルを整備するものとする。

##### (2) 活動内容

##### ① 地震発生後速やかに実施すべき事項

避難に要する時間を考慮しながら次の事項を実施する。

- ・津波警報、津波情報（地震規模、津波波高、伝播速度、到達予想時刻等）の収集
- ・従業員等への津波情報の伝達及び避難誘導計画に基づく避難指示
- ・浸水域へ設置されている装置の優先停止
- ・着栈中の船舶へ津波情報の提供
- ・必要最小限の保安要員を残して従業員等の指定避難場所への避難及び津波により倒壊等の恐れのない施設への保安要員の退避

##### ② 津波収束後に実施すべき事項

津波警報が解除されるなど津波収束を見はからって、必要に応じ次の対応を行う。

- ・応急活動の実施（活動は被害態様に応じ、第6章「災害応急対策計画」第2節「災害防御活動」第2「防御活動の基本的事項」の定めにより実施）
- ・プラントの緊急安全点検の実施

- ・被害状況等の情報収集及び報告
- ・自社岸壁、施設の緊急点検・巡視等及び被害状況の把握

## 2 行政機関等

### (1) 活動方針

津波を伴う地震の場合は、市街地も含めた広い地域での被害の発生が考えられるため、住民の安全を最優先として津波情報の広報等の確な活動を実施するよう努める。

### (2) 活動要領

#### ① 防災本部

- ・区域内事業所の被害状況の把握
- ・国に対して消火薬剤等の資材の調達及び供給依頼
- ・広域応援協定に基づく応援要請
- ・大規模な被害の発生に伴う自衛隊の派遣要請
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の活動拠点の確保に係る調整

#### ② 海上保安部（署）

- ・港内在港船に対する津波警報の周知及び港外への退避勧告
- ・海岸付近の人員に対する避難周知
- ・危険物の保安措置（警戒区域の設定、船舶の航行制限等）
- ・治安の維持
- ・在泊船の被害調査
- ・海難救助、流出油等の防除の実施及び指導等

#### ③ 関係市等（江田島市、江田島市消防本部）

- ・津波警報など気象情報の的確な収集と伝達
- ・区域内事業所の被害状況の把握
- ・避難勧告及び避難指示
- ・津波からの避難誘導
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の活動拠点の確保
- ・公共岸壁、避難場所指定施設等の緊急点検・巡視等の実施及び被害情報等の把握

## 第6節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

### 第1 行政機関の指導・監督等

- 1 津波情報の伝達等
- 2 津波避難誘導計画の作成指導
- 3 海岸付近で工事中の場合には、直ちに中断等の措置を講ずるとともに、その他所要の被災防止措置を講じるよう指導する。

## 第2 関係事業所の予防対策

### 1 津波災害予防対策

- (1) 津波を伴う地震が発生した場合、海岸付近における工事の中断等の措置を講ずるとともに、その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 次の計画等について別に定める。
  - ① 防潮堤及び堤防の点検方針・計画
  - ② 防潮堤及び堤防の補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - ③ 二次災害防止のため、プラントを迅速に停止し、装置をブロック化するマニュアル
- (3) 情報伝達網が寸断されることが考えられるので、衛星携帯電話など多様な通信手段により、最低限度の情報を伝達できる体制を整えておく。
- (4) 津波到達までに従業員等が安全に避難できる場所及び保安要員が事業所内で安全に退去できる場所を確保しておく。
- (5) 津波を伴う地震発生時に従業員等が安全に避難できるよう避難路、避難場所、保安要員の業務及び保安要員一時退避場所等に関する計画を策定しておく。
- (6) 津波により電気設備が損傷し、全停電になった場合に重大な災害が発生する恐れがある施設は、全停電に対する対策を講じるよう努める。

## 第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

行政機関は、南海トラフ地震による津波の到達等に備え施設や資機材の整備について緊急性を考慮し計画的に次の項目について整備する。

- (1) 情報伝達のための通信網の確保
- (2) 地震、津波に必要な応急資機材の確保、点検
- (3) 必要な協力を得るための協定の締結
- (4) 公共岸壁の耐震化
- (5) 防潮堤及び堤防の点検方針・計画
- (6) 防潮堤及び堤防の補強等必要な施設整備等の方針・計画の策定
- (7) 現地本部の開設に必要な資機材・車両等の確保
- (8) 避難地及び避難路の整備
- (9) 緩衝緑地等の整備

## 第8節 防災訓練計画

### 第1 目的

特定事業者及び関係防災機関は、地震防災対策推進計画の熟知、特定事業者や防災関係

機関相互の連携と協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した総合的かつ実践的な防災訓練を実施する。

## **第2 訓練内容**

- 1 津波警報・津波注意報、津波に関する情報収集・伝達訓練
- 2 津波避難訓練
- 3 関係防災機関の合同による総合訓練

## **第3 訓練頻度**

- 1 特定事業者は、年に1回以上実施
- 2 関係防災機関の合同による総合訓練は、必要に応じ実施

## **第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画**

### **第1 地震・津波対策に関する教育内容**

地震発生に備え、第4章「災害予防計画」第6節「防災教育及び訓練」第1「防災教育」の内容に次の事項を加えて従業員教育等を行う。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的知識
- 3 地震が発生した場合にとる救助活動、初期活動及び自動車運行の自粛等防災上具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報収集の方法
- 5 各地区の避難地及び避難路に関する知識
- 6 地震防災対策として現在講じられている対策（施設毎の耐震性能等）に関する知識
- 7 従業員が果たすべき役割に関する知識

### **第2 広報に関する事項**

関係行政機関及び事業所は、地震防災上必要な事項及び訓練実施時には地域住民へ広報する。